

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第560号 平成25年6月14日

運動部活動の指針

文部科学省の有識者会議は、5月27日、中学、高校の運動部活動での体罰など許されない指導と、認められる指導の例を盛り込んだガイドライン（運動部活動の在り方に関する調査研究）を定め、下村文部科学大臣に提出しました（5月27日付朝日新聞他）。

このガイドラインは、昨年12月に発生し、全国的にも問題となった大阪市立桜宮高校バスケットボール部の体罰自殺問題をきっかけにして議論が進められて来たものです。

その概要を紹介しますと、

まず、「中学校、高等学校における運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に運動やスポーツを行うものである。

現在では、中学校で約65%、高等学校で約42%の生徒が参加しており、多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たしている」と、運動部活動を高く評価しています。

その上で、「スポーツの指導において体罰を行うことは、スポーツの持つ価値を否定し、フェアプレーの精神、ルールを遵守する事を前提として行われるスポーツと相いれないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければならない」と述べています。

また、「現にトップアスリートとして活躍する者の中で、指導において体罰を受けた経験がないと述べる者がいる」ように、「優れた指導者、適切な指導を行える指導者は、体罰を行うことなく技能や記録の向上で実績をあげており、体罰を厳しい指導として正当化するような認識があるとしたら、それは誤りであり、許されない」とも述べています。

一方、熱心に、かつ、適切に指導を行ってきた指導者からは、「今後の運動部活動での指導に当たって、体罰等の許されない指導とあるべき指導の考え方について整理を望む」声があることから、運動部活動の指導者を支援することを目指し指導の在り方について検討して来たこと、今回新たにガイドラインを策定した経緯について述べています。

今回示されたガイドラインでは、許される指導と許されない指導についての具体例が示されていますので、それを見て行くことにします。

まず、「通常のスポーツ指導として認められるものの例」として、

- ・バレーボールで、レシーブの技能向上を目的として、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる、
 - ・柔道で、初心者の生徒に対して、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる、
 - ・野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗し得点が入らなかった事を踏まえ、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる、
- 事等を示しています。

次に、「学校教育の一環として見られるものの例」として、

- ・試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させたり、試合後にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する、
 - ・練習で、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させる等して、今後の取組姿勢の改善を促す、
- 事等を示しています。

次に、「正当防衛、正当行為と判断されるものの例」として、

- ・生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる、
- ・練習中に、危険な行為をした生徒を別の場所で指導しようとしたがそれに従わない為、生徒の腕を引っ張って移動させる、

事等を示しています。

一方、「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」として、

- ・殴る・蹴る
- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる、
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる、
- ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける、
- ・セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ・身体や容姿、人格を否定する様な発言を行う、
- ・特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える、

事等を示しています。

ガイドラインが示している事例は、運動部活動における指導のほんの一例に過ぎません。

運動部活動は、ともすれば勝利至上主義に陥りがちで、実績がある指導者には体

罰に対する評価が甘くなってしまう傾向は否定できません。こうした状況に対してガイドラインは「勝つことのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意」するよう求めています。運動部活動の関係者はこの事を重く受け止めるべきです。

体罰については今もなお、指導者のみならず保護者の間にも、「生徒との信頼関係があれば許される」といった誤った認識がある事は、誠に残念です。

また、北海道教育委員会では、児童生徒らに体罰に関するアンケート調査を行ったところ、従来の市町村教育委員会からの報告には含まれていなかった体罰が昨年度新たに75件判明したとしています（6月5日付北海道新聞他）。体罰問題が、社会問題として大きくクローズアップされているにもかかわらず、各学校や運動部活動の指導者には、依然として体罰に対する認識に甘さがあるのではないかと懸念されます。

大阪市立桜宮高校での悲劇を二度と繰り返さない為にも、また、子ども達が生き生きと運動部活動に取り組む為にも、指導者はもとより、学校組織全体で「体罰は絶対に許されない」という意識を再確認すると共に、部活動の有り方を見直し、指導方法の改善に取り組んで欲しいと願っています。（塾頭：吉田 洋一）